

平成30年第1回区議会定例会提出議案

第1 条例

1 目黒区手数料条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律により建築基準法（昭和25年法律第201号）が改正されることに伴い、田園住居地域内における建築等の制限の適用除外の許可に係る手数料を追加する。

1件 180,000円

(2) 施行期日

平成30年4月1日

(3) 参考

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）

公布 平成29年5月12日 施行 平成30年4月1日

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 行政系人事・給与制度の見直しに合わせた給料表の改定等

管理監督職の適正な確保、職務・職責にふさわしい給与処遇の実現及び人材活用のための弾力的な任用管理の促進を趣旨とした行政系人事・給与制度の見直しに伴い、次のとおり改正する。

(ア) 職務・職責の違いを明確に反映した給与構造とするため、行政職給料表（一）、行政職給料表（二）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）を改定する。

(イ) 行政職給料表（一）、行政職給料表（二）、医療職給料表（二）及び医療職給料表（三）の等級別基準職務表を改正する。

(例) 行政職給料表（一）等級別基準職務表

改正前		改正後	
職務の級	基準となる職務	職務の級	基準となる職務
1級	係員の職務	1級	係員の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務		
3級	主任主事の職務		
—	—	2級	主任の職務
4級	係長、担当係長又は主査の職務	3級	係長、担当係長又は主査の職務

5級	総括係長の職務	4級	課長補佐の職務
6級	課長、担当課長又は副参事の職務	5級	課長、担当課長又は副参事の職務
7級	統括課長の職務		
8級	部長、担当部長又は参事の職務	6級	部長、担当部長又は参事の職務

イ 次の者の扶養手当の額の見直しを行う。

区分	改正前	改正後
①配偶者	13,700円	6,000円
②子	6,000円	9,000円
③職員に配偶者がいない場合の扶養親族たる子のうち1人	13,700円	

※①及び②については平成30年度に、③については平成30年度から平成35年度まで経過措置を設ける。

(2) 施行期日

平成30年4月1日

3 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

上記2(1)イの改正内容と同様に、扶養手当の額の見直しを行う。

(2) 施行期日

平成30年4月1日

4 目黒区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律により高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）が改正されることに伴い、国民健康保険の住所地特例の適用を受けて従前の住所地の区市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とされることに伴い、当該者を保険料を徴収すべき被保険者に加えるとともに、規定の整備を行う。

(2) 施行期日

平成30年4月1日

(3) 参考

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）

公布 平成27年5月29日 施行 平成30年4月1日

5 目黒区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例

(1) 制定内容

下記(3)の法律が施行されることに伴い、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定める。

ア 住宅宿泊事業を営もうとする者は、届出をしようとする日の15日前までに、届出住宅の周辺地域の住民に周知し、その旨を区長に報告しなければならない。

イ 区長は、届出住宅の所在地等の事項を一般の閲覧に供する。

ウ 住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者は、苦情の内容等を記録しなければならない。

エ 目黒区全域において、日曜日の午後0時から金曜日の午前12時まで住宅宿泊事業の実施を制限する。

オ 宿泊者は、届出住宅を利用するに当たって、当該届出住宅の周辺地域の生活環境への悪影響の防止に努めなければならない。

(2) 施行期日

ア 上記(1)ア 平成30年3月15日

イ 上記(1)イからオまで 平成30年6月15日

(3) 参考

住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）

公布 平成29年6月16日 施行 平成30年6月15日

6 目黒区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律により介護保険法(平成9年法律第123号)が改正されることに伴い、同法により区の条例で定めることとされた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準について、国の規準に準じて定める。

ア 事業者の指定に関する基準

・法人であること。

イ サービスに従事する人員に関する基準

・従業者の員数及び管理者の設置に関すること。

ウ サービスの運営に関する基準

・利用申込者に対するサービスの利用の事前説明に関すること。

・利用料の受領に関すること。

・運営規程の策定に関すること 等

(2) 施行期日

平成30年4月1日等

(3) 参考

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）

公布 平成26年6月25日 施行 平成30年4月1日

7 目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の省令により指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）が改正されることに伴い、共生型地域密着型サービス（※）に係る事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるほか、身体的拘束の適正化に係る規定を定める等の国の規準に準じた改正を行う。

※共生型地域密着型サービス・・・同一の事業所において、介護サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する地域密着型サービス

(2) 施行期日

平成30年4月1日

(3) 参考

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第4号）

公布 平成30年1月18日 施行 平成30年4月1日

8 目黒区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

上記7(3)の省令により指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）が改正されることに伴い、身体的拘束の適正化に係る規定を定める等の国の規準に準じた改正を行う。

(2) 施行期日

平成30年4月1日

9 目黒区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

上記7(3)の省令により指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）が改正されることに伴い、医療機関との連携強化に係る規定を定める等の国

の規準に準じた改正を行う。

(2) 施行期日

平成30年4月1日

10 目黒区立知的障害者グループホーム条例及び目黒区心身障害者センター条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の法律が施行されることに伴い、引用する法令の項番号のずれに係る規定整備を行う。

(2) 施行期日

平成30年4月1日

(3) 参考

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）

公布 平成28年6月3日 施行 平成30年4月1日

11 目黒区空家等対策審議会条例

(1) 制定内容

空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、区長の附属機関として、目黒区空家等対策審議会を置く。

(2) 施行期日

平成30年4月1日

12 目黒区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)の政令により都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）が改正されたことに伴い、公園に設ける運動施設の敷地面積の割合を100分の50として定める。

(2) 施行期日

平成30年4月1日

(3) 参考

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第156号）

公布 平成29年6月14日 施行 平成29年6月15日

経過措置 平成30年6月15日まで条例により基準が定められるまでの間は、条例で定める割合として100分の50が定められているものとみなす。

13 目黒区三田地区整備事業住宅条例の一部を改正する条例

- (1) 改正内容
三田地区整備事業住宅の住戸の一部を廃止する。
12戸 → 11戸

- (2) 施行期日
公布の日

14 目黒区営住宅条例の一部を改正する条例

- (1) 改正内容
廃止した三田地区整備事業住宅を目黒区営三田一丁目アパートの住戸として増設する。

5戸 → 6戸

- (2) 施行期日
平成30年4月1日

15 目黒区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- (1) 改正内容
下記(3)の法律により就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）が改正されることに伴い、引用する法令の項番号のずれに係る規定整備を行う。

- (2) 施行期日
平成30年4月1日

- (3) 参考
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）
公布 平成29年4月26日 施行 平成30年4月1日

16 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 改正内容
ア 退職手当の基本額の支給率を引き下げる。

(例) 最高支給率（月数）

・普通退職 41.25 → 39.75

・定年退職等 49.55 → 47.7

- イ 退職手当の調整額を在職期間中の職務及び職責をより反映させたポイント及び適用区分に改める。

改正前			改正後		
区分	適用区分	在職1年度	区分	適用区分	在職1年度

		当たりのポイント			当たりのポイント
第1号区分	部長	402	第1号区分	部長	400
第2号区分	統括課長	335	第2号区分	課長 園長	300
第3号区分	課長 園長	268			
第4号区分	総括係長 副園長	207	第3号区分	課長補佐 副園長	215
第5号区分	係長 統括技能長	185	第4号区分	係長 統括技能長	190
第6号区分	技能長	168	第5号区分	技能長	170
第7号区分	主任主事 技能主任 主任教諭	146	第6号区分	主任 技能主任 主任教諭	148
第8号区分	上記のいずれにも属しない職員	0	第7号区分	上記のいずれにも属しない職員	0

ウ 懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当について、従来 of 全額不支給を原則としつつ、非違の程度等に応じて一部の支給を可とする制度を導入する。

(2) 施行期日

平成30年4月1日

《参考》退職手当の算出方法

退職手当の額＝基本額（※1）＋調整額（※2）

（※1）退職日給料月額×支給率（月数）

（※2）合計ポイント（職務等加算）×単価（1,000円）

17 目黒区介護保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 保険料段階を見直し（15段階→17段階）、平成30年度から平成32年度までの保険料率を定める。

第1号被保険者の区分		所得段階	所得等の状況	保険料率 (年額)
1	ア 生活保護受給者 イ 世帯全員が住民税非課税である老齢福祉年金受給者			
2	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者			37,440円
3	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超え120万円以下の者			44,928円

4	世帯全員が住民税非課税で、第2所得段階及び第3所得段階以外の者	52,416円
5	本人が住民税非課税で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	63,648円
6	本人が住民税非課税で、第5所得段階以外の者（基準額）	74,880円
7	住民税課税者（合計所得金額125万円未満）	82,368円
8	住民税課税者（合計所得金額125万円以上200万円未満）	89,856円
9	住民税課税者（合計所得金額200万円以上300万円未満）	104,832円
10	住民税課税者（合計所得金額300万円以上400万円未満）	119,808円
11	住民税課税者（合計所得金額400万円以上600万円未満）	142,272円
12	住民税課税者（合計所得金額600万円以上800万円未満）	157,248円
13	住民税課税者（合計所得金額800万円以上1,000万円未満）	179,712円
14	住民税課税者（合計所得金額1,000万円以上1,200万円未満）	202,176円
15	住民税課税者（合計所得金額1,200万円以上1,500万円未満）	224,640円
16	住民税課税者（合計所得金額1,500万円以上2,000万円未満）	247,104円
17	住民税課税者（合計所得金額2,000万円以上）	269,568円

イ 低所得者に対する保険料の軽減措置を設ける。

ウ 下記(3)の政令により、保険料の指標となる合計所得金額から、居住用の家屋等の譲渡に係る特別控除額を除く等の見直しが行われることに伴い、政令と同様の規定の整備を行う。

(2) 施行期日

平成30年4月1日等

(3) 参考

介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第307号）

公布 平成28年9月14日 施行 平成30年4月1日

第2 和解

1 職員による生活保護受給者の預金の着服事案に関する和解について

平成20年8月29日から平成29年8月18日までの間に発生した職員による生活保護受給者の預金の着服事案について、次のとおり損害賠償の額を定めて和解することとする。

損害賠償額 2,221,370円

第3 協議

1 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

後期高齢者医療の保険料について、平成30年度及び平成31年度の保険料の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から支弁するため、他の特別区及び東京都内の市町村と規約の変更に関する協議を行う。

担当 総務部総務課文書係

電話 03-5722-9206